

改正

平成11年3月24日条例第3号

芦屋町モーテル類似施設の建築規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、芦屋町における青少年の健全な育成及び地域における善良な風俗の保持を図るため、モーテル類似施設の建築に対し、必要な規制及び指導を行うことにより、町民の快適で良好な生活環境の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) モーテル類似施設 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項又は第3項に規定するホテル営業又は旅館営業の用途に供する建築物のうち、主として異性を同伴する客の宿泊又は休憩の用に供する施設と認められるものであつて、その構造又は形態が規則に定める基準のいずれかに該当するものをいう。

(2) 建築 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号に規定する建築(建築物の移転を除く。)、同条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の模様替、又は同法第87条第1項において準用する用途の変更をいう。

(届出)

第3条 町内において旅館又はホテルの建築を行おうとする者は、別表に掲げる許可の申請を行う前に、あらかじめ規則の定めるところにより町長に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者が、届出をした事項を変更する場合も、また同様とする。

(規制区域)

第4条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第1項に規定する芦屋町の都市計画区域内において、モーテル類似施設の建築をしてはならない。

(中止命令及び公表)

第5条 町長は、前条の規定に違反して、モーテル類似施設の建築をしようとする者に対し、建築の中止を命じることができる。

2 町長は、前項の中止命令に従わない者に対しては、規則の定めるところにより公表することができる。

(立入調査)

第6条 町長は、モーテル類似施設の建築をしようとする者に対し、この条例の施行に必要な限度内において、報告を求め、又は職員をして建築物及び建築物の敷地内に立ち入らせ、調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求あるときは、これを提示しなければならない。

第7条 削除

(罰則)

第8条 第5条第1項の規定による町長の中止命令に違反して、モーテル類似施設の建築に着手し、続行し、又は完了した者は、6月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第9条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に設置されている(建築中の者を含む。)モーテル類似施設については、

現状有姿の限りにおいて、この条例は適用しない。

附 則（平成11年3月24日条例第3号）

第1条 この条例は、平成11年4月1日から施行する。（後略）

別表（第3条）

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可の申請
- 2 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可の申請
- 3 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）
- 4 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第27条第1項の規定による許可等の申請
- 5 漁港法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による許可の申請
- 6 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による許可の申請
- 7 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による許可の申請